

仰星ニュースレター**ワンポイント会計基準****vol. 117 外貨建資産・負債の決算時における換算方法について**

昨今のグローバリゼーションの高まりに伴い、海外生産や海外への販路拡大など、海外との取引は避けては通れなくなっています。一方で財務諸表は円貨建てで作成されるため、海外との取引を円建てで記帳するにあたっては、いつの為替相場で記録すべきかが問題となります。

今回は、日々の取引のうち主要な資産・負債に関して、決算時の換算方法をご説明します。なお、以下では、「外貨建取引等会計処理基準」を「基準」、「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」を「実務指針」とします。

- (1) 売掛金や買掛金などの債権債務や外国通貨については、円貨額では為替変動のリスクを負うため、決算時の為替相場にて換算します（「基準」一2(1)①②）。
- (2) 売買目的有価証券については、外貨額での変動も為替相場の変動も投資の成果と考えられるため、外貨建ての時価を決算時の為替相場にて換算します（「基準」一2(1)③ロ）。
- (3) 満期保有目的の債券について、償却原価法を適用している場合は、外貨建てで算出した償却原価を決算時の為替相場で換算します（「基準」一2(1)③イ、「実務指針」13項）。
- (4) 子会社株式および関連会社株式については、為替相場の変動は投資の成果とは考えられないため、外貨建ての取得原価を取得時の為替相場で換算します（「基準」一2(1)③ハ、「実務指針」17項）。
- (5) その他有価証券については、原則として、外貨建ての時価を決算時の為替相場で換算します。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は、取得原価または償却原価を決算時の為替相場で換算します（「基準」一2(1)③イ、「実務指針」15項）。
- (6) 有価証券について時価の著しい下落または実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合の当該外貨建有価証券の時価または実質価額は、外貨建ての時価または実質価額を決算時の為替相場で換算します（「基準」一2(1)③ニ）。なお、「時価の著しい下落」または「実質価額の著しい低下」は、外貨建ての時価または実質価額と、外貨建ての取得原価を比較することにより判断します（「実務指針」18項、19項）。

なお、決算時の直物為替相場としては、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができます（「基準」注解

8)。